

## 議案第十四号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「第十六条第七項」を「第十六条第六項」に改める。

第十条の見出しを「（通勤が困難である職員）」に改め、同条中「、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で」を削り、「六十分以上であるもの」を「六十分以上である職員」に、「教育委員会が認めるもの」を「教育委員会が認める職員」に改める。

第十一条を削る。

第十二条中「及び第四項」を削り、同条を第十一条とする。

第十三条第四項中「の規定により準用される」を「において準用する」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条、第十五条の前の見出し、同条及び第十六条を削る。

第十六条の二第一項及び第三項中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改め、同条を第十三条とし、第十七条を第十四条とする。

第十七条の二第一項中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改め、同項第三号中「休職条例」を「職員の休職の事由に関する条例（昭和五十四年秋田県条例第三号。以下「休職条例」という。）」に、「外国派遣」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第二号）第二条第一項の規定による派遣（以下「外国派遣」という。）」に、「公益的法人等派遣」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(平成十三年秋田県条例第六十四号) 第二条第二項の規定による派遣(以下「公益的法人等派遣」という。)」に改め、同条第二項中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改め、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号(二)中「第十六条の二第三項第一号」を「第十三条第三項第一号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改め、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号(二)中「第十六条の二第三項第三号」を「第十三条第三項第三号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条の三の前の見出しを削り、同条第一項中「第十六条第七項」を「第十六条第六項」に改め、同条を第十六条とし、同条の前に見出しとして「(支給単位期間)」を付する。

第十七条の四第一項中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

#### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十七日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

#### 理 由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年秋田県条例第七十六号)の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年秋田県条例第76号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 特別急行列車等に係る通勤手当の支給要件のうち、公署を異にする異動等に  
係る要件が廃止されたことに伴い、これに関する規定を削除することとする。  
（第10条、第11条及び第14条～第16条関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 施行期日

この規則は、平成26年4月1日から施行することとする。

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>第八条 条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第十六条第六項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>二・三 略</p> <p>2 略</p> <p>（通勤が困難である職員）</p> <p>第十条 条例第十六条第三項の規則で定める職員は、</p> <p>、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上である職員又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認める職員とする。</p>	<p>第八条 条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第十六条第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>二・三 略</p> <p>2 略</p> <p>（通勤の実情に変更を生ずる職員）</p> <p>第十条 条例第十六条第三項の規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認めるものとする。</p> <p>（異動等の直前の住居に相当する住居）</p> <p>第十一条 条例第十六条第三項の規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じない</p>

(特別急行列車等の利用の基準)

第十一条 条例第十六条第三項の規則で定める基準は、特別急行列車等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると教育委員会が認めるものであることとする。

(特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第十二条 略

2・3 略

4 第二項において準用する 第七条ただし書に該当する場合の特別料金等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの特別急行列車等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

ときの当該転居後の住居及び教育委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(特別急行列車等の利用の基準)

第十二条 条例第十六条第三項及び第四項の規則で定める基準は、特別急行列車等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると教育委員会が認めるものであることとする。

(特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第十三条 略

2・3 略

4 第二項の規定により準用される第七条ただし書に該当する場合の特別料金等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの特別急行列車等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第十四条 条例第十六条第四項の規則で定める住居は、条例第五条第一項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び教育委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(権衡職員等の範囲)

第十五条 条例第十六条第四項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法

による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認めるもの

二 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者以外の者（次条の規定の適用を受ける者を除く。）のうち、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認めるもの

第十六条 条例第十六条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第二号）第二条第一項の規定による派遣（以下「外国派遣」という。）若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）第二条第二項の規定による派遣（以下「公益的法人等派遣」という。）から職務に復帰した職員、公益的法人等一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員又は職員の休職の事由に関する条例（昭和五十四年秋田県条例第三号）以下「休職条例」という。）第二条第一号の規定による休職から復職した職員のうち、条例第十六条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該復帰、採用又は復職の直前の住居（当該復帰、採用又は復職の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び教育委員会がこれに準ずると認める住居を

含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの(当該復帰、採用又は復職の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に勤務することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰、採用又は復職前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認めるものに限る。)

二 配偶者(配偶者のない者にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該住居からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの

三 その他条例第十六条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が定める職員

(支給日等)

第十六条の二 条例第十六条第五項の規則で定める日は、市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)第四十六条に規定する給料の支給日(以下「支給日」という。)とする。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後の日とすることができる。

2 略

(支給日等)

第十三条 条例第十六条第四項の規則で定める日は、市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)第四十六条に規定する給料の支給日(以下「支給日」という。)とする。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後の日とすることができる。

2 略

3 条例第十六条第四項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 三 略

(支給の始期及び終期)  
第十四条 略

(返納の事由、額等)

第十五条 条例第十六条第五項の規則で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 略

三 月の中途において地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条第二項若しくは職員  
の休職の事由に関する条例(昭和五十四年秋田県条例第三号。  
以下「休職条例」という。)第二条の規定により休職にされ、  
法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可(以下「専従  
許可」という。)を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣  
される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第  
二号)第二条第一項の規定による派遣(以下「外国派遣」とい  
う。)をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三  
年法律第十号。以下「育児休業法」という。)第二条の規定  
により育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する  
条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二条第二項の規定  
による派遣(以下「公益的法人等派遣」という。)をされ、大  
学院修学休業(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)  
第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同  
じ。)をし、自己啓発等休業(法第二十六条の五第一項に規定  
する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)をし、又は法第二十  
九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が

3 条例第十六条第五項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 三 略

(支給の始期及び終期)  
第十七条 略

(返納の事由、額等)

第十七条の二 条例第十六条第六項の規則で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 略

三 月の中途において地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条第二項若しくは休職  
条例  
第二条の規定により休職にされ、  
法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可(以下「専従  
許可」という。)を受け、外国派遣  
をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三  
年法律第十号。以下「育児休業法」という。)第二条の規定  
により育児休業をし、公益的法人等派遣  
をされ、大  
学院修学休業(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)  
第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同  
じ。)をし、自己啓発等休業(法第二十六条の五第一項に規定  
する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)をし、又は法第二十  
九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が



二以上の月にわたることとなるとき。

#### 四 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十六条第五項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十六条第二項第二号に定める額の合計額。以下同じ。）が五万五千円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の規定による改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、教育委員会の定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）
- 二 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

#### (一) 略

(二) 第十三条第三項第一号 又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 五万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十六条第五項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一箇月当たりの特別料金等相当額（二以上の特別急行列車等

二以上の月にわたることとなるとき。

#### 四 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十六条第六項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十六条第二項第二号に定める額の合計額。以下同じ。）が五万五千円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の規定による改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、教育委員会の定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）
- 二 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

#### (一) 略

(二) 第十六条の二第三項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 五万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十六条第六項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一箇月当たりの特別料金等相当額（二以上の特別急行列車等

を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの特別料金等相当額等」という。）が四万円以下であつた場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特別急行列車等（同号の規定による改定後に一箇月当たりの特別料金等相当額等が四万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての特別急行列車等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額に相当する額（以下「払戻金相当額」という。）

二 一箇月当たりの特別料金等相当額等が四万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 略

(二) 第十三条第三項第三号 に掲げる通勤手当を支給されて

いる場合 四万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数に乗じて得た額又はその者の利用する全ての特別急行列車等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

4 条例第十六条第五項の規定により職員に前二項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第十六条 条例第十六条第六項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二 略

2 略

を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの特別料金等相当額等」という。）が四万円以下であつた場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特別急行列車等（同号の規定による改定後に一箇月当たりの特別料金等相当額等が四万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特別急行列車等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額に相当する額（以下「払戻金相当額」という。）

二 一箇月当たりの特別料金等相当額等が四万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 略

(二) 第十六条の二第三項第三号に掲げる通勤手当を支給されて

いる場合 四万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数に乗じて得た額又はその者の利用するすべての特別急行列車等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

4 条例第十六条第六項の規定により職員に前二項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第十七条の三 条例第十六条第七項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二 略

2 略

第十七条

支給単位期間は、第十四条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3  
略

第十七条の四

支給単位期間は、第十七条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3  
略